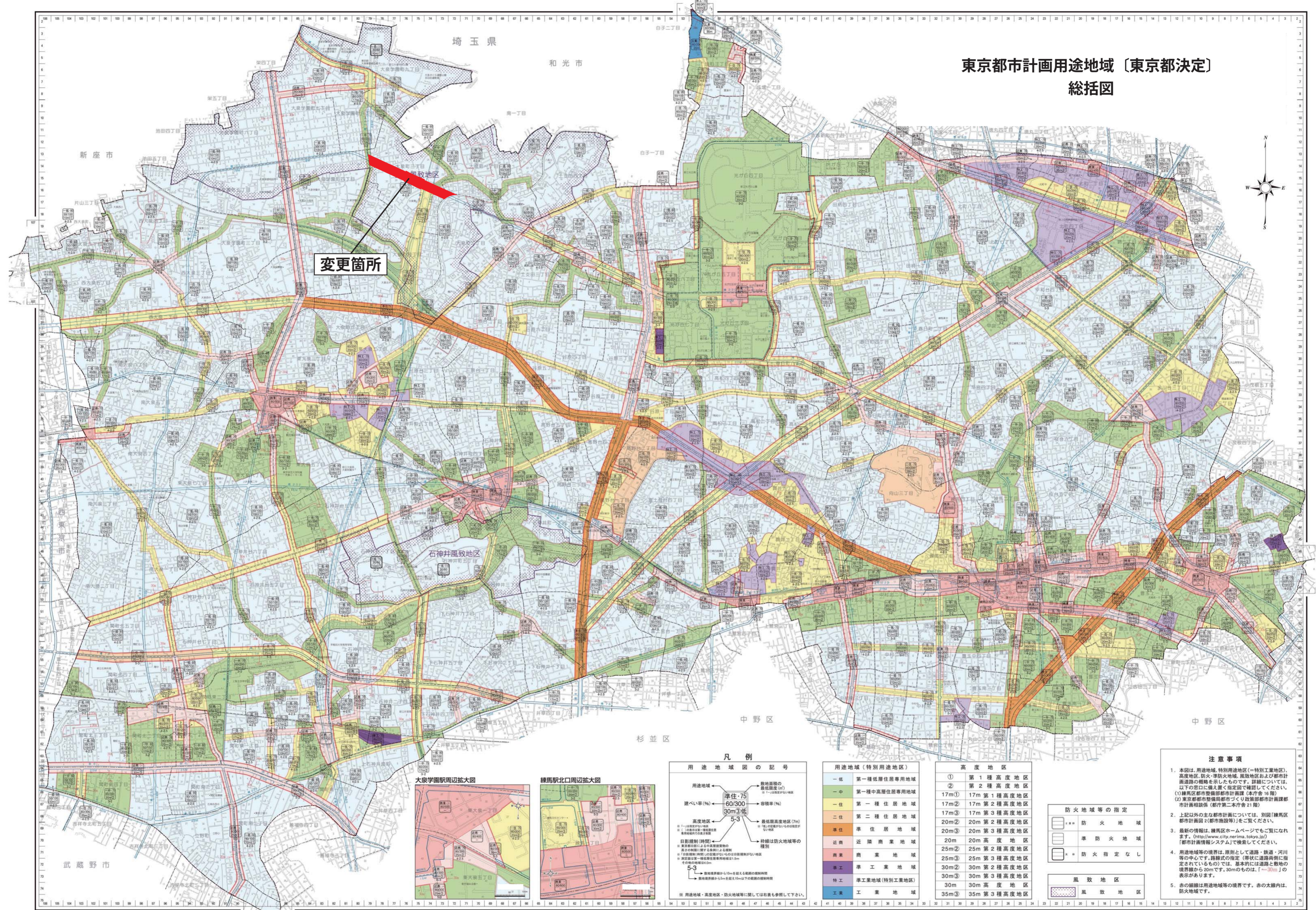


東京都市計画用途地域（東京都決定） 総括図



変更箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域

建ぺい率(%) 60/300

容積率(%) 30m³低

高度地区

日影規制(時間)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等については右も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

風致地区

■	風致地区
---	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認ください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2) 東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係(都庁第二本庁舎21階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路幅式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

